

EU情勢概要

2020年8月

欧州連合日本政府代表部

目次

欧州連合(EU)とは-----	1
欧州連合(EU)新体制-----	2
フォン・デア・ライエン欧州委員会:欧州委員の所掌-----	3
フォン・デア・ライエン欧州委員会の主要政策(概要)-----	4
コロナによる経済危機からの復興計画及び次期多年度財政枠組(MFF)-----	5-6
EUの当面の主要課題:欧州グリーンディール-----	7-10
EUの当面の主要課題:EUの新デジタル政策-----	11-16
EUの当面の主要課題:移民・難民問題-----	17
EUの当面の主要課題:貿易政策-----	18
共通安全保障・外交政策-----	19-20
共通安全保障・防衛政策-----	21
欧州議会:概要-----	22
欧州議会:主要メンバー-----	23
EU経済の現状と先行き①～②-----	24-25
日EU・EPA-----	26-27



欧州連合(EU)とは

～経済・通貨統合に加え、外交・安保でも協力を進める政治・経済統合体～



EUの重要性

- ① 米国と並び**国際社会の一極**を構成し、国際社会の平和と繁栄に主導的役割。(EUはG7・G20のメンバー)
- ② 民主主義、法の支配、人権、市場経済、自由貿易といった**基本的価値及び原則を体現**。
- ③ 世界のGDPの約19%、総人口約4.5億人を擁する、日本の主要貿易・投資相手。
(我が国の貿易総額の約10%(中、米に次ぐ第3位)(2019年)、対外直接投資額(ストック)の約18%(米に次ぐ第2位)(2019年))

(1) 略史

- 1952年 欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)設立(※独、仏、伊、ベルギー、蘭、ルクセンブルクでスタート)
- 1958年 欧州経済共同体(EEC)、欧州原子力共同体(EURATOM)設立 = ローマ条約発効
- 1967年 ECSC, EEC, EURATOMの理事会及び執行機関を統合し、欧州共同体(EC)と総称
- 1993年 欧州連合(EU)設立(経済通貨同盟や外交・安保、司法・内務協力も行うマーストリヒト条約発効)
- 1999年 単一通貨ユーロ導入
- 2009年 リスボン条約発効(常任の欧州理事会議長ポスト、外務・安全保障政策上級代表を新設。意思決定の効率化や民主的統制(欧州議会の権限等)の強化。)

(2) 日EU関係

- 1974年 駐日欧州委員会代表部(現・駐日欧州連合代表部)開設
- 1975年 欧州共同体日本政府代表部(現・欧州連合日本政府代表部)開設
- 1991年 日EC共同宣言発出: 定期首脳協議の年次開催を決定
- 2013年 日EU経済連携協定(EPA)、戦略的パートナーシップ協定(SPA)交渉開始
- 2017年 7月 EPA, SPAの大枠合意を首脳レベルで確認。
- 2017年12月 EPA交渉妥結
- 2018年 2月 SPA合意
- 2018年 7月 EPA, SPA署名
- 2019年 2月 EPA発効, SPAの暫定的適用開始

- **加盟国** : 27か国
(英国は2020年1月31日にEUから離脱)
- **総人口** : 4億4,751万人(2019年, 英国除く)
(日本の約3.5倍, 米国の約1.4倍)
- **総GDP** : 15.9兆ドル(世界の名目GDPの約19%。英国除く)
(日本の約3.2倍, 米国の約0.8倍)
※名目GDPは2018年データ



欧州連合(EU)新体制

欧州理事会 <首脳級>



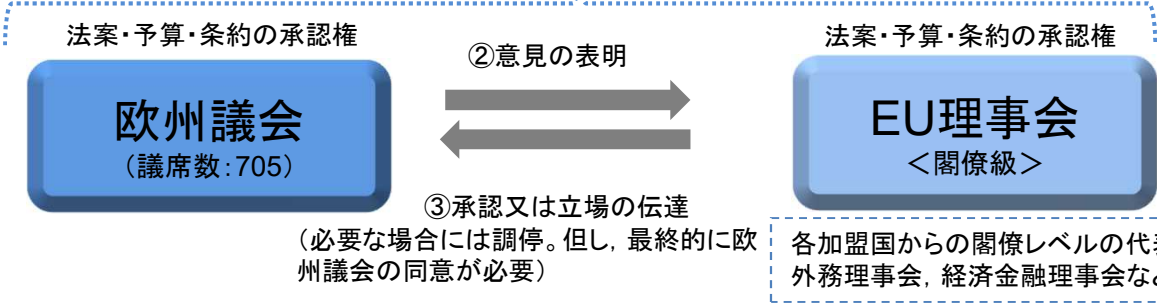
サッソーリ欧州議会議長
(伊欧州議員, S&D)
2019年7月3日就任
任期は2022年1月まで

首脳レベルの最高協議機関
・一般的な政治の方針, 優先順位を決定
・欧州委員長の提案権
・EU理事会の編成について決定
・欧州議会の構成に関する決定 等



ミシェル欧州理事会議長
(白首相, RE)
2019年12月1日就任
任期は2022年5月31日まで
ユーロ圏首脳会議議長も兼任

<共同決定機関>



欧州議会 (議席数:705)

EU理事会 <閣僚級>

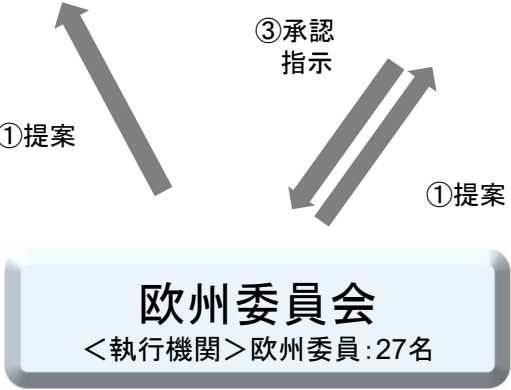
欧州対外活動庁 <EU版「外務省」>



ボレル外務・安全保障政策上級代表
(西外相, S&D)
2019年12月1日就任
任期は2024年10月31日まで



フォン・デア・ライエン欧州委員長
(独国防大臣, EPP)
2019年12月1日就任
任期は2024年年10月31日まで



閣僚に相当する欧州委員が計27名(委員長, 上級代表を含む)。2019年11月27日に欧州議会の最終的な同意付与手続きを経て, 2019年12月1日就任。任期は2024年10月31日まで。

欧州中央銀行



ラガルドECB総裁
(IMF専務理事, 仏出身)
2019年11月1日就任, 任期8年。



フォン・デア・ライエン欧州委員会 欧州委員の所掌



フォン・デア・ライエン
欧州委員長(独)



ティーマーンス上級副委員長(蘭)
「欧州グリーン・ディール」統括
気候変動総局担当



ハーン欧州委員(オーストリア)
予算及び管理



レンデルス欧州委員(白)
司法(法の支配を含む)



ヴェステアー上級副委員長(デンマーク)
「デジタル時代に対応した欧州」統括
競争担当欧州委員を兼務



ホーガン欧州委員(アイルランド)
貿易



ダリ欧州委員(マルタ)
平等



ドムブロウスキス上級副委員長(ラトビア)
「人々のための経済」統括
金融サービス担当欧州委員を兼務



ガブリエル欧州委員(ブルガリア)
イノベーション, 研究, 文化, 教育及
び青少年



ヨハンソン欧州委員(スウェーデン)
内務



ボレル外務・安全保障政策上級代表
兼副委員長(西)
「世界におけるより強い欧州」担当



シュミット欧州委員(ルクセンブルク)
雇用及び社会的権利



レナルチッチ欧州委員(スロベニア)
危機管理



シェフチョヴィチ副委員長(スロバキア)
機関間関係及び先見性



ジェンティローニ欧州委員(伊)
経済財政



ヴァレアン欧州委員(ルーマニア)
運輸



ヨウロヴァー副委員長(チェコ)
価値及び透明性



ヴォイチェホフスキ欧州委員(ポー
ランド)
農業



ヴァールヘイ欧州委員(ハンガリー)
近隣政策及びEU拡大



シュイツァ副委員長(クロアチア)
民主主義及び人口動態
「欧州の将来に関する会議」作業担当



ブルトン欧州委員(仏)
域内市場



ウルピライネン欧州委員(フィンランド)
国際パートナーシップ



スキナス副委員長(ギリシャ)
欧州生活様式の保護



フェレイラ欧州委員(ポルトガル)
結末及び改革



シムソン欧州委員(エストニア)
エネルギー



キリアキデス欧州委員(キプロス)
保健衛生及び食品安全



シンケビチュウス欧州委員(リトアニア)
環境, 海洋及び漁業

フォン・デア・ライエン欧州委員会の主要政策(概要)

1. A European Green Deal

- ✓ 世界に先駆けて欧州大陸をカーボン・ニュートラル(排出ゼロ)にする。(新たな削減目標:2050年ゼロの法制化,2030年50-55%削減案の策定。)
- ✓ 誰も取り残されない公正な移行を念頭に、循環経済とクリーン技術で世界をリードするための新産業戦略を策定する。
- ✓ 1兆ユーロ規模の持続可能な欧州投資計画の策定, 欧州投資銀行のグリーン化。

2. An economy that works for people

- ✓ 社会的側面や持続可能性の要素を取り込んだ欧州 Semester(注:半年毎に加盟国間で経済政策及び財政政策の状況を相互監視する取組のこと。)の策定を行う。
- ✓ 欧州の社会的権利の柱の実施作業計画を推進し、欧州における社会対話の役割強化に取り組む。

3. A Europe fit for the digital age

- ✓ 次世代技術の標準化に取り組むこと。
- ✓ 倫理的なAI活用に関し任期当初に欧州型アプローチを提案すること。
- ✓ デジタルサービス法やサイバー対策などに取り組むこと。

4. Protecting our European way of life

- ✓ 法の支配を守る(例:法の支配を次期多年度財政枠組の要素に位置づける)。
- ✓ 国境管理を強化し、移民と庇護に関する新協定を提案する。移民出発国, 経由国との協力にも注力。
- ✓ 欧州検察庁を強化し、域内治安に取り組む。

5. A stronger Europe in the world

- ✓ 豪及びNZとのFTA交渉, 米とのパートナーシップ強化, WTO改革を含む自由で公正な貿易に取り組む。
- ✓ グローバルリーダーとしての行動を強化(例:対アフリカ包括的戦略, 対英戦略的パートナーシップの策定。特定多数決の導入を進める。)
- ✓ 欧州防衛基金を強化し、真の防衛連合に向けて大胆に取り組む。

6. A new push for European democracy

- ✓ 欧州委員長筆頭候補者(Spitzenkandidaten)制度の改善, 国境を越えた候補者リストの策定に向けて取り組む。
- ✓ 2020年から2年間続く「欧州の将来に関する会議」により、議会制度改革案を提示する。

コロナによる経済危機からの復興計画及び 次期多年度財政枠組 (MFF, Multiannual Financial Framework for 2021-2027)

主なポイント

- 7月21日、90時間に及ぶ欧州理事会の議論を経て、加盟国首脳はコロナ危機からの経済復興を支援する復興計画及び次期MFF（総額約1兆8,243億ユーロ）のEU予算パッケージに合意。
- 既に合意済みの3つのセーフティネット（5,400億ユーロ）と合わせれば総額約2兆3,643億ユーロのEU規模での復興への取組。

復興基金（「次世代のEU」（NGEU））（2021～2023年）：7,500億ユーロ

- 贈与 (grant) 3,900億ユーロ・融資 (loan) 3,600億ユーロを通じコロナ危機からの加盟国の経済復興に充てられる一時的な緊急復興措置。
- 欧州委員会に対し市場からの資金調達のための起債権限を付与。返済は2058年末までにEU予算を通じて実施。
- 新たな独自財源としてプラスチック賦課金（2021年年始から導入目標）やデジタル賦課金及び炭素国境調整措置（2023年年始から導入目標）等のロードマップが示された。
- 復興・強靭化ファシリティ支出プロセスにおける適切な執行確保のため、強力なガバナンス制度を導入（加盟国が提出する計画の目標達成に懸念が提起される場合、欧州理事会に付託可能）。また、同計画が欧州セメスターともリンク付けされたことにより域内の経済調整メカニズムが強化。

次期多年度財政枠組み (MFF) (2021～2027年)：1兆743億ユーロ

(現行のMFF (2014～2020年) は9,595.1億ユーロ)

- 予算交渉の結果、「儉約4か国」+独は多額のリベート（払い戻し）を維持。

- 予算の気候関連プロジェクトへの関連づけ (MFF/復興基金の総額のうち3割)。
- 英国のEU離脱に伴い影響を受ける加盟国や経済セクター支援のためブレグジット調整準備金 (50億ユーロ) を用意。
- 今後のプロセスとして欧州議会の同意付与及び加盟国議会の批准が必要となる。

コロナによる経済危機からの復興計画及び 次期多年度財政枠組(MFF, Multiannual Financial Framework for 2021-2027) <参考>

復興基金 (NGEU) ・MFF予算配分内訳 (単位: ユーロ)

単一市場・イノベーション・デジタル

[MFF:1,328億 / NGEU:106億]

Horizon EU (研究開発・イノベーション) (NGEU:50億)

Invest EU (旗艦プロジェクトへの民間投資動員) (NGEU:56億)

結束、強靱性、価値

[MFF:3,778億 / NGEU:7,219億]

➤ 復興・強靱化ファシリティ (グリーン・デジタル移行や強靱化を含む加盟国の改革・投資支援) (NGEU:6,725億)

・贈与: 3125億

・融資: 3600億

➤ ReactEU (地域復興支援) (NGEU:475億)

➤ RescEU (将来の危機対応能力強化) (NGEU:19億)

天然資源、環境

[MFF:3,546億 / NGEU:175億]

農村開発 (NGEU:75億)

公正な移行基金 (JTF) (NGEU:100億)

移民・国境管理[MFF:227億]

安全保障・防衛[MFF:132億]

近隣諸国・世界[MFF:984億]

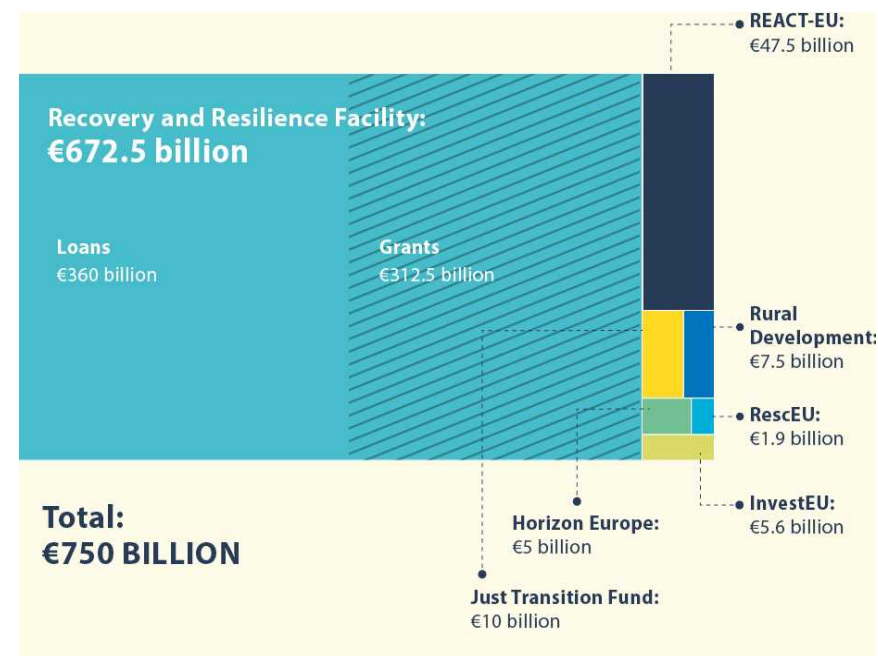
行政関連経費[MFF:731億]

復興・強靱化ファシリティ 贈与分配の考慮基準

・70% (2187.5億ユーロ): 2015年
~2019年失業率、生活水準、人口比

・30% (937.5億ユーロ): 2020年
実質GDP低下、2020年~2021年の
実質GDP変動、生活水準、人口比

(参考) 復興基金の内訳



(出典: 欧州理事会HP)

EUの当面の主要課題 – 1 欧州グリーン・ディール European Green Deal (EGD)(1)

欧州グリーン・ディールとは

- VDL委員長「EGDは新たな成長戦略である。排出をカットしながら雇用を創出していく。」
- ①2050年までに炭素中立を実現し、②人や動植物を汚染や公害から守り、③欧州企業をクリーン技術や製品のリーダーとし、④誰も取り残さない公正かつ包摂的な社会変革を実現するための、包括的な気候・環境政策パッケージ。2019～21年にかけて戦略、イニシアティブ、規制等を展開。

<イメージ図>

欧州委員会“The European Green Deal”(2019.12.11付 COM(2019) 640 final) Figure 1: The European Green Deal をもとにEU代表部作成



全体統括: ティーマーマンス筆頭上級副委員長

「(EGDは)人々の福祉の向上に貢献し、将来世代に健全な地球を遺すための、グリーンで包摂的な提案」



欧州委員会“The European Green Deal” Factsheet “What is the European Green Deal”より

欧州委員会公式ウェブサイト EGD関係文書へのリンク及びQRコード



https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en

背景・経緯

- 2019.7 次期欧州委員会委員長選出に際し、VDL氏が発表した政策ガイドライン文書で掲げられた6優先課題の1つ目。
- 2019.12.11 欧州委員会コミュニケーション文書として正式に発表。
- 2019.12. 12-13 欧州理事会にて、「欧州グリーン・ディールを踏まえ(take note), (2050年気候中立)と整合する作業を要請する」旨の結論文書を採択。
- 2020.1.15 欧州議会本会議にて「欧州グリーン・ディールを歓迎(welcome)し、欧州委のコミットメントを共有(share)する」旨決議。

EUの当面の主要課題 — 1 欧州グリーン・ディール European Green Deal (EGD) (2)

EGD個別施策の発表

1/14 EGD投資計画（別名：持続可能な欧州投資計画。詳細は次頁）及び
公正な移行メカニズムの発表
(化石燃料高依存等の) 変革の影響が最も大きい地域を支援

サステナブルファイナンス、「誰も取り残さない」(後述)



3/4 欧州気候法案発表
2050年ゼロ法制化、2030~50排出削減経路(後述)

3/10 新産業戦略発表
よりグリーン・循環型・デジタルな産業への移行と競争力確保
クリーン水素・低炭素産業等の同盟の創設、EU規制の国際標準化



3/11 新循環経済行動計画発表
主要バリューチェーン(電子機器・電池・包装材・プラスチック・繊維(衣類)・建設・食品)において
設計・製造段階から省資源・長寿命・再利用等を促す規制枠組み、消費者の「修理する権利」の創設

5/20 農場から食卓まで (Farm to Fork) 戦略及び
生物多様性戦略2030発表

農薬50%減、食品ロス半減、30%以上を保護区域に(陸・海ともに)



7/8 エネルギーシステム統合戦略及び水素戦略の発表
セクター縦割りのエネルギー源及びインフラを繋ぐより効率的で統合されたシステムを設計
クリーン水素同盟を立ち上げつつ、短中期的には低炭素水素も利用しながら、欧州でのクリーン水素の生産を加速

9下旬? 2030年削減目標 (50~55%へ引き上げ)

EUの当面の主要課題 — 1 欧州グリーン・ディール European Green Deal (EGD) (3)

持続可能な欧州投資計画(2020.1.14)

持続可能な欧州投資計画は、2030年までに1兆ユーロの以上の資金動員を目指し、①EU予算や欧州投資銀行(EIB)等を通じた公的な投資、②民間部門による投資を促進するためグリーン・ファイナンスのタクソミー等の取組、③質の高いプロジェクトを設計・推進するための専門知識の提供等の支援活動、を柱としている。

サステナブル・ファイナンス(グリーン・ファイナンス)

タクソミー (分類システム)

○どのような経済活動が持続可能性に資するかについて、EUにおける統一的な分類を規定。

→タクソミーにより、投資家はサステナブルなプロジェクトを識別できる。

○タクソミー適格であるためには、気候変動緩和、気候変動対応等の環境目的に貢献し、環境に重大な損害を及ぼさないことが必要であり、判別のための業種別の技術的スクリーニング基準が設けられる。

○2020年6月18日、EUにおけるサステナブル投資のための分類システムに関する改正法案が成立

→気候変動に関するタクソミーは2021年末までに適用予定。気候変動以外のタクソミーは2021年内に規制を策定し、2022年末までに適用を目指す。

タクソミーの活用

ESG要素に関する企業情報開示の強化

EUグリーン金融商品ラベルの設定

金融機関のリスク管理におけるサステナビリティ要素の強化

EUの公的投融資におけるタクソミーの活用

ドンブロウスキス欧州委員会副委員長
("人々のための経済"担当)

「公的ファイナンスが道を示し、民間資金が規模を提供する—
EUタクソミーにより、投資家の判断を容易にする。」



"The European Green Deal" 公表記者会見より

EUの当面の主要課題 — 1 欧州グリーン・ディール European Green Deal (EGD) (4)

赤字：2030年関連，青字：2050年関連

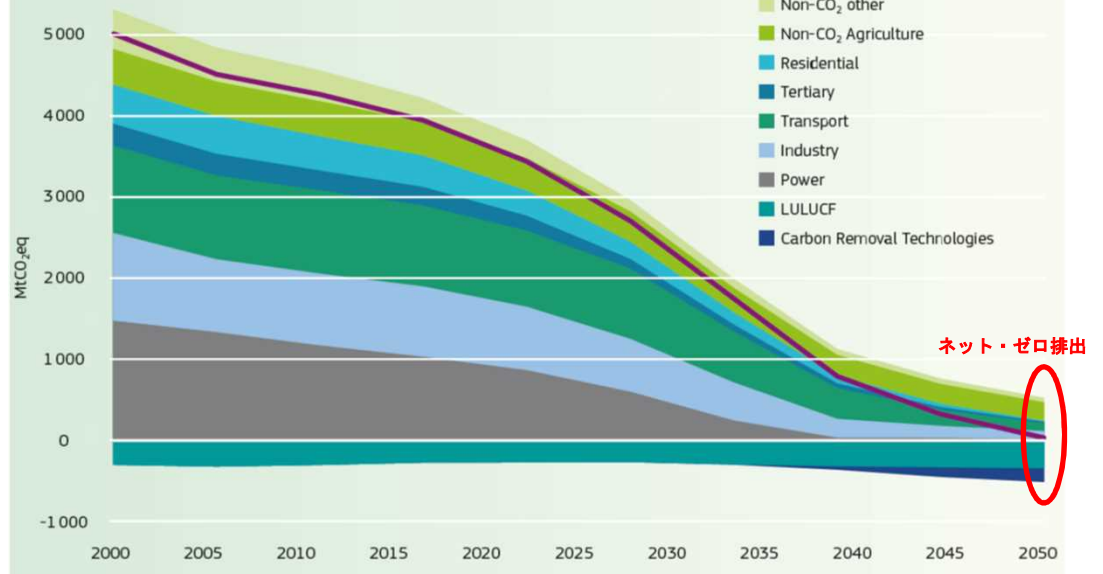
〈これまでの経緯〉

- 2018春 ▲40%以上を実現する主要3指令の採択（ETS（排出量取引）・加盟国別目標（努力分担規則）・LULUCF（森林吸収））
- 2018.06 ▲45%達成見込みと発表（現行施策が適切に実施された場合）
- 2018.10 IPCC1.5°C特別報告書 → 若者を中心に「科学に従って」，「あと12年しかない」等の声
- 2018.11 ▲80~100%の複数シナリオを発表。欧州委は▲100%を「必要であり，実現可能であり，欧州に利益をもたらす」として支持（右図）
- 2019.05 欧州議会選挙等で緑の党ら環境政党躍進
- 2019.07 フォンデアライエン候補が「欧州グリーン・ディール」を公約：2050年気候中立目標と2030年目標の50~55%への引き上げ，公正な移行の確保，炭素国境調整税の導入等
- 2019.12 欧州グリーン・ディール発表。欧州理事会が2050年気候中立目標を採択（ポーランドが「実施(implementation)」について保留）
- 2020.01 2030年までに1兆ユーロ規模動員する欧州持続可能な投資計画を発表
- 2020.03 欧州気候法案発表（①2050年気候中立目標を法制化，②2030~50年排出経路の設定，③2023年以降5年毎に進捗評価，④加盟国に対する勧告権）

〈今後の予定〉

- 2020夏 ▲50~55%の計画案（影響評価(impact assessment)），2030年産業構造が明確化
- 2021.06 ▲50~55%のための主要指令改正案（ETS・努力分担・LULUCF・省エネ指令・再エネ指令・炭素国境調整措置）
- 2021.11 気候変動枠組条約COP26（英グラスゴー）

1.5°CシナリオにおけるEUの温室効果ガス排出経路



（出典）欧州委員会（2018）「Going climate-neutral by 2050 - A Strategic Long-term Vision For A Prosperous, Modern, Competitive And Climate-neutral EU Economyより」

欧州気候法案（3月4日発表）のポイント

- 2050年気候中立目標に法的拘束力を持たせる
- 欧州委が2030~50年排出経路・目標値設定（委任規定方式）
（委任規定＝加盟国・議会は修正できず，拒否権のみ。）
- パリ協定のグローバル・ストックテイク（各国野心の定期評価）と整合する，2023年以降5年毎の進捗評価
- 欧州委に逸脱する加盟国への勧告権付与



「気候法によって，目的実現に焦点を定め，規律を保ち，経路から逸脱せず，説明責任を果たすことができる。」

「欧州気候法は国際的なパートナーへのメッセージでもある。今年はパリ協定の目的実現に向けて地球全体で野心を共に向上すべき年」

ティーマンズ欧州委員会筆頭上級副委員長（欧州グリーン・ディール担当） 10

EUの当面の主要課題 — 2 EUの新デジタル政策(2020年2月19日公表)(1)

- デジタルは日常生活やビジネスの在り方等を根本的に変革する一方で、市民のデータ主権の問題やサイバー攻撃の脅威など、**AI等の新技術による新たなリスクとコストが顕在化**。
- 欧州委員会は、**新たなデジタル戦略として「Shaping Europe's digital future」を策定**し、欧州市民の利益となるデジタル変革に向け、**今後5年間で焦点を当てる3つの柱と、(当面の)主な施策**を提示。

1. 3つの柱

【柱1】 人々のための技術

- ・人々の日常生活に真の変化をもたらす技術の開発、展開を行い、欧州の価値を踏まえた技術を擁する力強く競争力のある経済の構築

【柱2】 公正で競争力のあるデジタル経済

- ・あらゆる規模/セクターの企業が対等に競争し、生産性や競争力を高める技術、製品、サービスを開発、販売、使用できる単一市場の構築

【柱3】 オープンで、民主的かつ持続可能な社会

- ・オンライン・オフラインの両方で提供する市民データの主権確保など信頼できる環境の整備。民主的価値を高め、基本的権利を尊重し、持続可能で気候中立な、資源効率の良い経済に寄与するデジタル変革の実現。



フォン・デア・ライエン
委員長

オープン、公平、多様、民主主義、自信に満ちたデジタル社会にしたい



ヴェステアー
上級副委員長

全EU市民が恩恵を受けることを望む。安全な運転、汚染削減、AIによる救命などが可能となる。

EUの当面の主要課題 — 2 EUの新デジタル政策(2020年2月19日公表)(2)

2. (当面の)主な施策

柱1 人々のための技術

- ✓ **AI白書の策定【2020.2】**
- ✓ AI, サイバー, スパコン, 量子コンピューティング, 量子通信, ブロックチェーンなどの最先端技術分野における「共同デジタルキャパシティ」(研究イノベーション等の官民連携)の構築
- ✓ 量子及びブロックチェーンに関する戦略の策定【2020 Q2(未策定)】
- ✓ その他, 5G/6Gの新アクションプランや新周波数政策プログラムの策定【2021】
デジタル教育アクションプランの策定【2020 Q2(未策定)】, サイバーセキュリティユニットの創設 等

柱2 公正で競争力のあるデジタル経済

- ✓ **データ戦略の策定【2020.2】**, データガバナンスに係る法的枠組の提案【2020. Q4】
データ法の提案【2021】
- ✓ デジタルサービスアクト法の検討も踏まえつつ, 大規模プラットフォームが主となっている市場における公正かつ競争力を担保する事前ルールの更なる検討【2020 Q4】
- ✓ その他, 新たな産業戦略パッケージの提案, OECDの議論を踏まえた新たな税制の提案 等

柱3 オープンで, 民主的かつ持続可能な社会

- ✓ プラットフォーマーやプロバイダーの責任の在り方, コンテンツポリシーに対する監視の強化等に関する新規則及び既存ルールの改正(デジタルサービス法パッケージの一部)【2020 Q4】
- ✓ その他, eIDAS規則の改正, 欧州民主アクションプラン(第三国による干渉脅威等)【2020 Q4】 等

※ 上記のほか, 国際連携施策として, グローバルデジタル協調戦略【2021】等を策定

EUの当面の主要課題 — 2 EUの新デジタル政策(AI白書の概要(1))

- AIは、健康改善、気候変動対策など我々の生活に変化をもたらすが、同時に、不透明な意思決定、差別、犯罪等での使用などのリスクを伴う。当該白書では、AI戦略(2018年4月)に基づき、信頼でき、安全なAI開発・使用を可能とするため、「**卓越性(excellence)**」と「**信頼性(Trust)**」の観点から、**政策オプションを示すもの**。

1. 卓越性の観点からの政策オプション

- ☆ バリューチェーン全体に資源を投入し、中小企業等のAI展開を加速させるためのインセンティブを設ける

<Action 1 (加盟国との連携)>

- ・ パブリックコメントの結果も踏まえ、2020年末までにAI協調プラン(2018年12月策定)の改定案を提示

<Action 2 (研究イノベーションの取組強化)>

- ・ EU, 加盟国, 民間レベルの投資を組み合わせることが出来る優れたテストセンターの設立(新たな法的措置が含まれる可能性)
- ・ EUにおける世界的なテストセンターへの財政支援(MMFのホライズンヨーロッパ等)

<Action 3 (スキル)>

- ・ 優秀な科学者等の流入を促進するべく、AIで世界をリードする大学及び高等教育機関、ネットワークの創設

<Action 4 (中小企業)>

- ・ AIに関する高度な知見を有するデジタルイノベーションハブ(中小企業等への技術支援, 財政面の助言等)を各加盟国に少なくとも1つ設置(デジタルヨーロッパプログラムで支援)
- ・ 欧州投資基金とともに1億€(約120億円)規模のAI開発のための財政支援を実施(試験的)

<Action 5 (民間部門との連携)>

- ・ AI, データ, ロボット分野での研究やイノベーション等の取組連携を開始

<Action 6 (公共部門でのAI促進)>

- ・ 健康, 地方行政, 公共サービス事業者向けの対話の実施

※ その他, データアクセスと管理(データ戦略とも連携), AI, エッジコンピュータを含む高性能及び量子コンピュータへの投資(40億€超(約4,500億円超))などの取組を実施

2. 信頼性の観点からの政策オプション

☆ 個人データやプライバシー保護, 非差別などの基本的権利に対するリスク, 個人の身体生命・健康等に対するリスクに関し, リスクの低いAIシステムに過度の負担をかけることなく, リスクの高いAIシステムに対処できるよう, リスクの高い領域・用途等のスコープを明確にした上で, リスクの高低に応じた将来の規制のあり方を提示。

※なお、消費者保護、不公正な商慣行への対処、個人データとプライバシー保護のためのEU規則は継続して適用。

(1) 法的な要件

- ・ AIシステム/セクターに求める法的要件として, 以下を提示。
 - 非差別でプライバシーが確保されているデータの利用
 - アルゴリズムに関係しているデータの保存(当局が追跡可能にするため)
 - 強固で正確性を有すること
 - 人間による監視 等

(2) 対象のAIシステム

- ・ リスクが高いことが想定される, ヘルスケア、輸送、公共部門等の特定用途の場合が対象(※1)
これらのAIシステムには透明性が確保され, 追跡可能であり, 人間が監視出来るようにすることなど, AI倫理ガイドラインに記載している要件等を踏まえることも必要。

※1 ハイリスクの要件として, リスクが切迫していることや身体生命に重大な損害が生じることなどの要件を提示。(例:ヘルスケア部門であっても病院の予約システムなどは, ハイリスク要件を満たさないと考えられる。)

※2 遠隔生体認証のための顔認証技術としての使用は一般的に禁止。EUまたは国内法に基づいて例外として正当化された場合にのみ使用可。これについて幅広い議論を開始。

- ・ なお, リスクが低いAIシステムにおいても, 任意のラベル付けスキームを検討。

EUの当面の主要課題 — 2 EUの新デジタル政策(データ戦略の概要(1))

- 価値と基本的権利, 人間中心という信念に基づき, 全てのEU市民がより良い意思決定ができ, 世界で最も魅力的で, 安全でダイナミックなデータ活用社会となることを目指す。
- このため, 「**欧州データスペース(European data space)**」の構築等を通じて, EU域内及び企業や政府等の**セクター間での自由なデータの流通, データアクセスと使用に関する公正で明確なガバナンスメカニズム**, 個人データや消費者保護, 競争などのルールの尊重という環境を提供。
- そこで, **EU加盟国と共に対処すべき課題を整理しつつ, 4つの戦略を提案。**

課題

1. データの可用性
 - ・ AI開発等を含む再利用に必要なデータの不足 (G2B, B2B, B2Gにおけるセクター間での課題) 等
2. 市場の不均衡
 - ・ 中小企業によるデータアクセスと使用の問題 (収集されたデータによる大規模プラットフォームの競争優位性に起因) 等
3. データの相互運用と品質
 - ・ セクター内, セクター間でのデータ連携障害 等
4. データガバナンス
 - ・ データ使用に係るガバナンスの強化の必要性 等
5. データインフラと技術
 - ・ クラウド供給のEU域外への高い依存度, EUサービスプロバイダーの第三国規制への従属, 低い利用者率等
6. 個人の権利行使, スキル, セキュリティ
 - ・ 個人情報扱いを自身で決定できるツールや手段の提供
 - ・ データ解析者等の不足, 低いリテラシー
 - ・ エッジ処理等に伴う新たなセキュリティリスク 等

戦略(1~3に係る主な施策は次ページ)

1. データアクセス及び再利用のための法的枠組み等の構築
 - ・ 欧州データスペースのガバナンスのための法的枠組み, データアクセスと再利用のための分野横断的な措置 等
2. 投資等
 - ・ 20億€(約2400億円)規模の欧州データスペースへの投資(データ共有アーキテクチャー等も含む)等
3. 能力開発(中小企業含む)
 - ・ 個人のスキルやリテラシー向上, 熟練労働者の不足への対応, 労働者の再教育, 中小企業のための能力開発 等
4. 戦略的個別分野でのデータスペースの構築
 - ・ 製造, グリーンディール, 交通, 健康, 金融, エネルギー, 農業, 行政等の分野でのデータスペースの構築 等

1. データアクセス及び再利用のための法的枠組み等の構築

- ・ 欧州データスペースのガバナンスのための法的枠組みの提案【2020 Q4】
- ・ オンラインプラットフォーム監視委員会等を通じたデジタル経済におけるデータの重要性分析, デジタルサービスアクト法の検討も踏まえた既存制度の見直し【2020 Q4】
- ・ オープンデータ指令の加盟国適用(価値の高いデータセット含む)【2021 Q1】
- ・ データ法の提案【2021】等

2. 投資等

- ・ 今後5年間(~2027)の間で, データ共有アーキテクチャ, ガバナンスメカニズム, 効率が良く信頼性の高いクラウドインフラ等の相互接続(cloud federation)を含む、欧州データスペースに関する大規模プロジェクトに投資(20億€(約2,400億円)の投資を目指す)。
- ・ クラウドフェデレーションに向けた加盟国間での覚書締結【2020 Q3】
- ・ 欧州クラウド市場の立ち上げ【2022 Q4】
- ・ 欧州(自主)規制クラウドルールブックの策定【2022 Q2】等

3. 能力開発(中小企業含む)

- ・ 個人のスキルやリテラシー向上, 熟練労働者の不足への対応, 労働者の再教育, 中小企業のための能力開発
- ・ GDPR20条に規定するポータビリティ権の強化(機械生成データへのアクセスや使用をより可能とする)【2021年のデータ法の一部となる見込み】等

※ 上記のほか, 戦略的個別分野でのデータスペース構築に係る個別施策あり(戦略文書のAppendixに詳細)

EUの当面の主要課題 — 3 移民・難民問題

1 欧州移民・難民危機の勃発

- シリア情勢の悪化等を背景として、**2015年夏頃から、移民・難民(庇護申請者)が急増**
- 加盟国間の負担の分担が課題に**
(理由) ① ダブリン規則は、「最初に上陸した国が庇護申請を審査する義務」を負う旨規定
② 主な移民・難民流入ルートは、シリアからトルコを經由してギリシャに入る地中海東ルートと、リビアから地中海を渡ってイタリアに入る地中海中央ルートがある
③ その結果、受入れの負担は、ギリシャ・イタリアに集中
- 庇護申請者は、2015年に約130万人(前年比およそ倍増)



2 対策と結果

- 2015年9月、負担の分担に向け、**ダブリン規則の例外として「緊急暫定措置」16万人の再移転計画を決定**
- 東西間の亀裂が顕著に**
(現象) ① ハンガリー・チェコ・スロバキア・ルーマニアが計画に反対
② ハンガリー及びスロバキアが欧州司法裁判所(ECJ)に提訴(2017年に棄却)
③ ポーランド・ハンガリー・チェコは再移転受入れを拒否 → 2017年12月、欧州委員会がECJに提訴
- EU・トルコ合意(2016年3月)により、**地中海東ルートによる流入が約90%減** → しかし近年トルコが不満表明
- 欧州国境・沿岸警備隊(Frontex)創設(2016年10月) → 国境管理をEUレベルでも行うことに
- 2017年夏から、イタリアを中心とするリビアの国境警備隊との協力強化(ソフィア作戦)により、**地中海中央ルートによる流入が約80%減** → しかし、リビア送還について国連等から批判あり

3 反移民の傾向の拡大

- EU市民の最重要関心事は移民・難民問題。
- ドイツ、フランスをはじめ、スイス、イタリアなど、**移民排斥を掲げる政党が躍進するケースも増加**

4 新体制における今後の課題

- EU庇護改革パッケージ**
①庇護認定規則、②受入施設規則、③欧州庇護庁創設、④ユーロダック規則改正、⑤再定住枠組規則、⑥庇護手続規則、⑦ダブリン規則改革のパッケージを提案(⑥⑦は東欧諸国の反対等で未合意)
- Frontexの強化**(人員増強、権限強化、各加盟国における送還手続への関与強化、第三国との協力強化等)
- 地中海中央ルート対策を担ったソフィア作戦の2020年3月での終了が発表され、今後その代替となる作戦が注目**
- 地中海上で命を落とす移民・難民対策**
→ 移民船が転覆して多くの移民・難民が死亡事案発生、受入れを強固に拒否する東欧諸国との溝が埋まらない

1 WTO改革

- ◆ **上級委改革（多国間暫定仲裁アレンジメント（MPIA）提案）**，**漁業補助金**，**電子商取引等**を重視。
- ◆ **2020年後半に広範なイニシアティブ**を立ち上げ，2022年末までの包括的合意を目指す。
 - ①新たなルールの設定（産業補助金，強制的技術移転） ②紛争解決制度
 - ③プルリの取組のWTOの枠組みへの統合促進 ④持続可能な開発目標への対応（気候変動対策他）



フィル・ホーガン
欧州委員（貿易担当）

2 対米/対中関係

- ◆ **対米関係**：投資・輸出管理分野で米国と協力。**米国との貿易紛争**（通商拡大法第232条，エアバス＝ボーイング事件）の**迅速な解決**を目指す。
- ◆ **対中関係**：包括的投資協定（CAI）の締結（本年末目標），**第三国補助金対策**，WTO改革（産業補助金を含む），**投資スクリーニング制度**の活用，IPI（国際調達措置）の導入等を通じて，**競争条件の平準化（LPF）の実現**を目指す。

3 FTAの実施・執行

- ◆ **首席貿易履行官**を設置。
- ◆ TSD（貿易と持続可能な開発）章を通じて，気候変動，環境・労働者保護の実施を監視。
- ◆ 既存の措置（AD措置，SG措置等）の完全な活用。

4 その他留意すべき点

- ◆ 世界情勢の変化やコロナ危機を踏まえ，**2020年末までに新たな貿易政策作成を目指す**。「**開かれた戦略的自律**」確保に向けサプライチェーンの多様化等，様々な選択肢が提示。
- ◆ WTOの裁定なしに一方的な対抗措置発動を可能とする**EU執行規則の改正**。
- ◆ **デジタル課税**や**炭素国境措置**の導入検討（「欧州グリーンディール」や復興計画の一環）。
- ◆ **多国間投資裁判所（MIC）** 設立交渉を積極的に後押し。

1 CFSPとは

各加盟国の権限に属する外交, 安全保障についても可能な限りEUとしての共通政策をとることにより, 国際場裏においてEUとして統一的に行動することを目指すもの。決定は原則として全会一致で行われる。

2 各国との関係

(1) ロシア

ロシアによるクリミア併合以降, EUの対露政策の基本方針は「**批判的関与**」。ウクライナ情勢に進展が見られない中、欧州による対露制裁は継続中であり、**露の態度に変化がない限り、対露制裁は維持されなければならない**との考え。

(2) 中国

- 欧州委員会が2019年3月に公表した対中戦略文書では、中国を分野に応じて「協力相手」、「交渉相手」、「経済的競争相手」であると同時に、異なる統治モデルを追求する「**体制上のライバル (systemic rival)**」と位置づけるなど、中国に対する**問題意識の高まりが顕著**。よりバランスが取れた経済関係、互恵的な条件を求めていく姿勢を表明した上で、全ての加盟国が、対中関係においてEU法及び政策に一致した行動を取る責任を指摘。10の具体的な行動項目を提案。(①WTO改革、GI等の既存コミットメント実施要求、②5Gに関するEU共通アプローチの追求、③外国投資スクリーニング措置の実施確保を含む。)
- 新型コロナウイルスをめぐる**偽情報**に関し、6月10日、EUは共同コミュニケを発表。記者会見において、偽情報キャンペーンの背後にある国家主体として、中国及びロシアに言及。
- 香港に関する**国家安全法**の導入に関し、EUは中英共同宣言や香港基本法に合致しないとして、**深刻な懸念**を表明。機微技術の香港向け輸出の規制、査証や奨学金に係る措置等、EU及び加盟国レベルでの対応策を検討・実施。

2 各国との関係

(3) 北朝鮮

度重なる北朝鮮による弾道ミサイル発射等の挑発的行動については、EUとしても**明確な非難のメッセージを発出**。また、北朝鮮人権状況決議の共同提案国であると共に、開発途上国等に対して、**国連安保理決議の履行を働きかけ**。

(4) イラン

米国による核合意離脱後、同合意の保証人たるEUとして**核合意の維持の重要性を主張**し、イランに対しても**自制を求め続けている**。イラン側が核合意下でのコミットメントを低減する措置を取り始めている中、今後どのように核合意を維持できるかとの問題に直面。

(5) 米国

- EUは、米国との新たな関係を模索(「戦略的自律性」)しつつ、「自国優先主義」を掲げる**トランプ政権との距離感の取り方に腐心**(貿易、気候変動、中東、ロシア等)。EU米通商協議が停滞する一方で、米国はWTOエアバス事案に基づく対抗関税を発動。トランプ政権は、EU新指導部との間で関係の「リセット」するのではとの見通しもあったが、**現時点で米EU関係改善の兆しは見え**ず。
- コロナウイルス問題を踏まえ、米国が対中関係について**厳しい立場**を取りつつあり、米EU共同で中国に立ち向かう姿勢を見せようとする中、**必ずしもEU側は完全に米国と歩調を合わせたいと考えているわけでもなく、米EU間でのズレも垣間見える**。
- 11月の米大統領選を控え、EU及びEU加盟国は各種政策に関し、**大統領選終了後までとりあえず様子見の状況**。

共通安全保障・防衛政策 (Common Security and Defence Policy (CSDP))

1 CSDPの経緯

- 1999年 欧州安全保障政策・防衛政策 (ESDP) 誕生
- 2003年 ESDPミッションの派遣を開始(後にCSDPミッションに改称)
- 2009年 リスボン条約発効(西欧同盟の集団自衛条項を引き継ぎ)。ESDPは共通安全保障・防衛政策(CSDP)に改称

2 CSDPの展開

(1) 2003年以降, 平和維持・紛争予防を目的として, アフリカや中東, 近隣国を中心にCSDPミッションを展開。

- ・ 現在活動中のミッションは16件(軍事6件, 文民10件), 約5000名を派遣。
- ・ (例)軍事:ソマリア沖海軍部隊アタランタ作戦, 文民:コソボEU法の支配ミッション, マリEU能力構築ミッション

(2) 2016年に「EUグローバル戦略」を策定。その実施を通じ, EU防衛協力が急速に進展

【背景】

- ・ ロシアによるクリミア併合(2014年), 移民・難民の急増(2015年以降), テロの頻発等, 欧州を取り巻く情勢の悪化。
- ・ トランプ政権の下, 米欧間で種々の相違が表面化する中, 「欧州の戦略的自立性」を求める気運が高まり, 英のEU離脱もこれを助長。
- ・ フォン・デア・ライエン欧州委員会も「真の欧州防衛連合に向けた大胆な措置が必要」と強調。

【具体的な取り組み】

①常設構造的協力 (Permanent Structured Cooperation (PESCO)) (事務局:EEAS, EDA)

- ・ 拘束力あるコミットメント(防衛費増, EDFへの協力, 少なくとも一つのPESCO共同プロジェクトへの参加等)を伴う, リスボン条約に基づく加盟国間の防衛協力の枠組み。デンマーク、マルタを除く、25加盟国が参加。
- ・ 現在, 各々に複数の加盟国が参加する47件の具体的プロジェクトを実施。軍事的機動性(military mobility)向上、兵器共同開発(戦車、ヘリコプター、ドローン等)、サイバー対策能力向上、海洋認識能力向上等。

②欧州防衛基金 (European Defence Fund (EDF))

- ・ 欧州の企業による防衛装備品の国境を越えた共同研究・共同開発をEUレベルで支援(250億~1000億ユーロとも言われる加盟国の防衛費の重複・無駄の効率化を目指す)。
- ・ 次期中期財政枠組み(MFF)において80億ユーロを計上。無人装備品の活用に関する研究等、準備プロジェクトが既に始動。

3 機構

- ・ EU上級代表の下, 欧州対外活動庁(EEAS)とその軍事参謀部(EUMS)・欧州防衛庁(EDA)・欧州軍事委員会等がCSDPを担う。
- ・ 加えて, フォン・デア・ライエン委員長の下, 欧州委員会の下に**防衛産業・宇宙総局を新設**(EDAと連携したEDFの運用や欧州防衛装備品市場の創設等を目的として新設)。

4 NATOや第三国との協力

- ・ EUとNATOは2016年に協力強化の共同宣言を採択。ハイブリッド脅威, 作戦協力, サイバー, 防衛研究, 演習等, 7分野で協力が進展。
- ・ CSDPミッションで域外国と協力。日本も, ソマリア沖で, 自衛隊海賊対処部隊とアタランタ作戦とが共同演習等を通じて協力。
- ・ PESCO, EDFへの域外国からの参加の可否・方途については検討中。



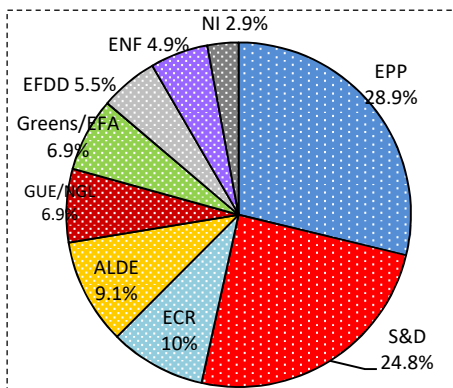
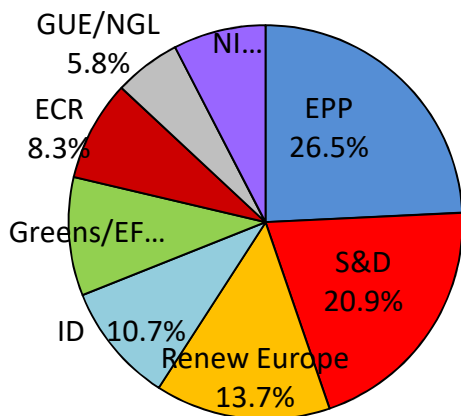
欧州議会(1)【概要】

欧州議会の概要

- 1952年の欧州石炭鉄鋼共同体の発足当初は非公式な諮問機関であったが、その後徐々に権能が強化。
- 2009年のリスボン条約以後は、広範な立法の権限(但し法案提出権は無し)、また、予算・国際条約・欧州委員の任命の承認等の権限を持つ、欧州連合の主要機関となっている。
- ストラスブール(仏)で本会議(毎月3~4日間)が、その他の期間はブリュッセル(白)で委員会等が行われる。
- 議員定数は751(但し英国のEU離脱後の総議席は705。残り46議席は新規加盟国への配分を想定し空席。)。議員任期は5年で、各加盟国毎に行われる直接選挙・比例代表制で選ばれる。
- 欧州議会内での政策・運営面の諸調整は主に汎欧州の政党グループ間で行われる。各議員は、現在7つある政党グループのいずれかに所属する(但し、少数の無所属議員も存在)。(下記グラフ参照)

欧州議会の現状

- 2019年5月の欧州議会選挙の結果、長く欧州議会を主導してきた中道右派の政党グループ(欧州人民党(EPP))と中道左派(社会民主進歩同盟(S&D))を併せた議席が過半数割れ。
- 一方で、加盟国の主権重視のEU懐疑的な立場をとる「アイデンティティと民主主義」(ID)が議席を伸ばしたが、同時に、新たな中道グループである「欧州刷新(RE)」と環境政策重視の「グリーン」という欧州統合を支持する2勢力も躍進。
- 結果としてEPP, S&DにREと「グリーン」を加えた所謂「親欧州」勢力が過半数を維持し、議会の主流を構成。この構図は本年2月の英国離脱に伴う議席再配分後も継続(但し、再配分により議席数で「グリーン」を超えたIDが第四党に)。



- 欧州人民党(EPP)グループ(中道右派)
- 社会民主進歩同盟(S&D)グループ(中道左派)
- 欧州刷新(Renew Europe)グループ(中道)
- 緑の党/欧州自由連盟(Greens/EFA)グループ(環境重視)
- アイデンティティと民主主義(ID)(加盟国の主権重視)
- 欧州保守改革(ECR)グループ(保守)
- 欧州統一左派連合/北方緑の左派(GUE/NGL)グループ(最左翼)
- 無所属(NI)

(注) 英のEU離脱を受けて空席となった73議席のうち、将来の新規加盟国のために空席のまま保留の46議席を除く27議席は以下のとおり再配分された。
 フランス5、スペイン5、イタリア3、オランダ3、アイルランド2、ポーランド1、ルーマニア1、スウェーデン1、オーストリア1、デンマーク1、スロヴァキア1、フィンランド1、ハンガリー1、エストニア1。

【参考】前会期における各政党グループ議席配分(2019年4月下旬現在)



欧州議会(2)【主要メンバー】

議長・副議長

●議長:ダビッド=マリア・サッソーリ議長
(伊, S&D)



●副議長: 14名

委員会

●20の常設委員会と2つの小委員会。

●日本と関係する委員会としては, 外交委員会(AFET)に加え, 日EU・EPAを扱った国際貿易委員会(INTA)や日本産食品の輸入規制などを扱う環境・公衆衛生・食品安全委員会(ENVI)など。

マカリストー
AFET委員長(右)
(EPP, 独)



ランゲINTA委員長(S&D, 独, 左下)
カンファンENVI委員長(RENEW, 仏, 右下)



政党グループ

●EPP
ウェーバー代表(独)



●S&D
ガルシア=ペレス代表
(西)



●RENEW
チュロシュ代表
(ルーマニア)



●ID
ザニ代表(伊)



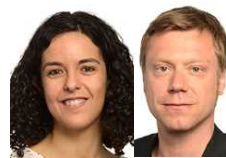
●グリーン
ケラー代表(左)
(独)
ランベール代表
(ベルギー)



●ECR
フィット代表(左)
(伊)
レグトウコ代表
(右)(ポーランド)



●GUE
オーブリ代表
(左)(仏)
シャール=デヴァン
代表(右)(独)



対日交流議員団

●日本側のEU議連と一堂に会する「日・EU議員会議」を毎年開催(39回)。

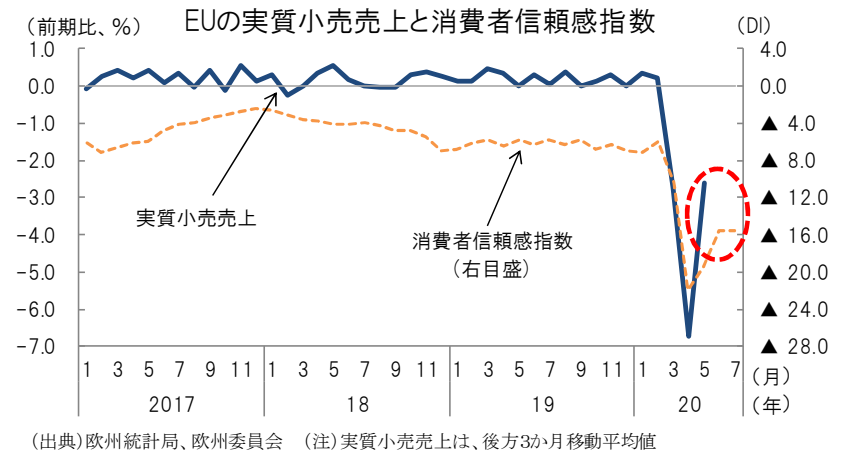
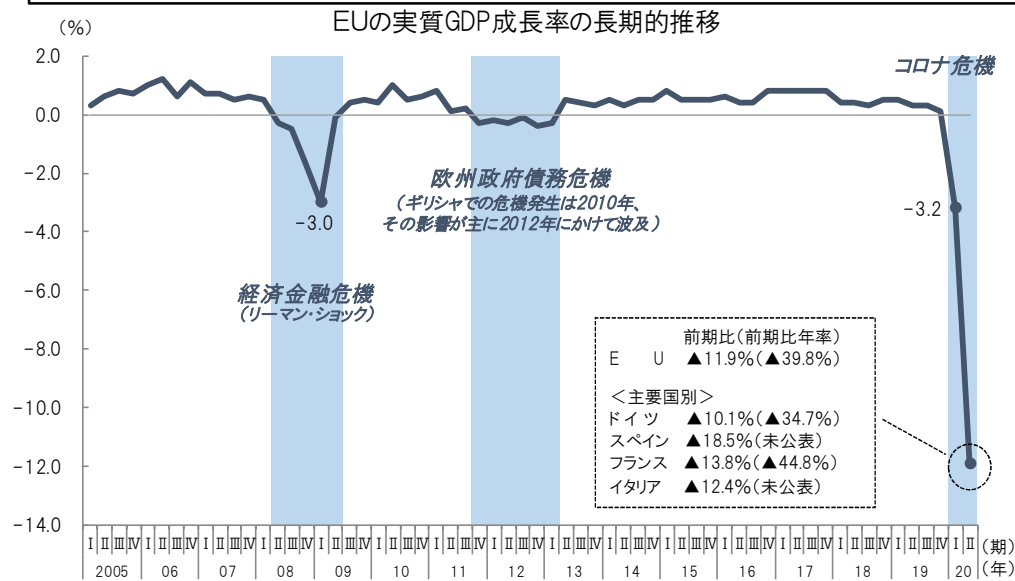
●更に, 日EU関係の課題を議論する会合を定例開催。関係する委員会とも日頃より提携。

●議員47名が所属(うちサブメンバー24名)。団長代行はクリステル・シャルデモーゼ議員(デンマーク, S&D, 写真)

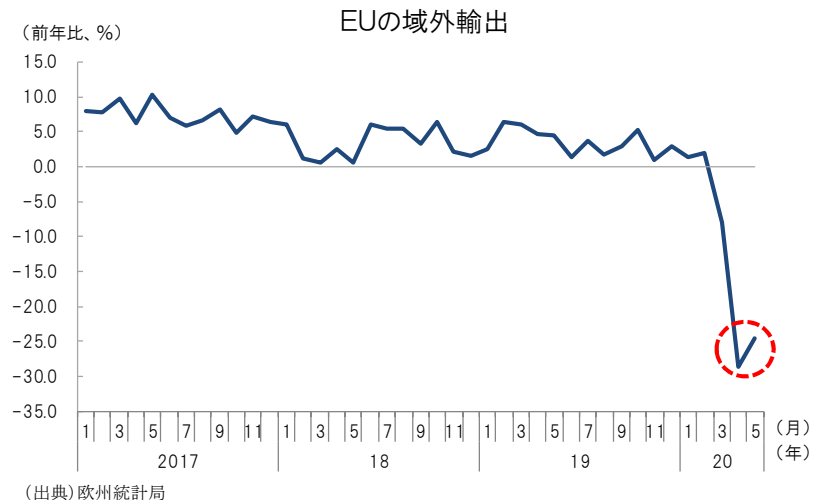
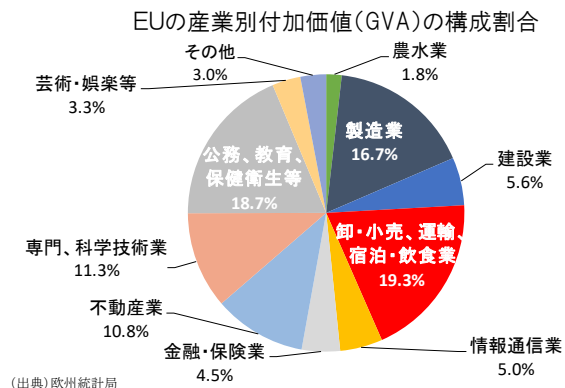


EU経済の現状と先行き①

- EU経済は、経済金融危機、政府債務危機を乗り越え、2013年から19年にかけて7年連続で景気回復を実現。しかし、新型コロナウイルスの流行により、2020年から2四半期連続の大幅なマイナス成長。
- コロナの影響により、産業別付加価値で約2割を占める「卸・小売、運輸、宿泊・飲食業」を中心に大打撃。内需・外需とも、コロナが流行した3、4月にかけて大幅に落ち込んだが、足下では持ち直しの動き。
- EU経済の現状は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。

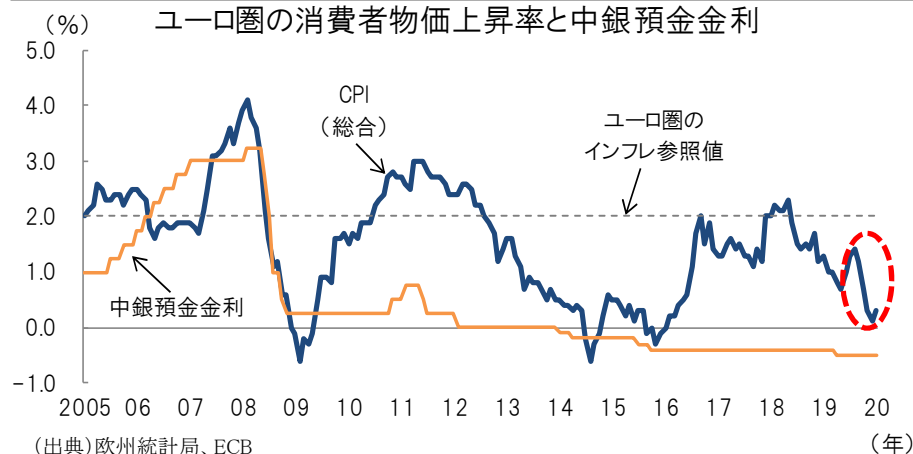


(出典) 欧州統計局



EU経済の現状と先行き②

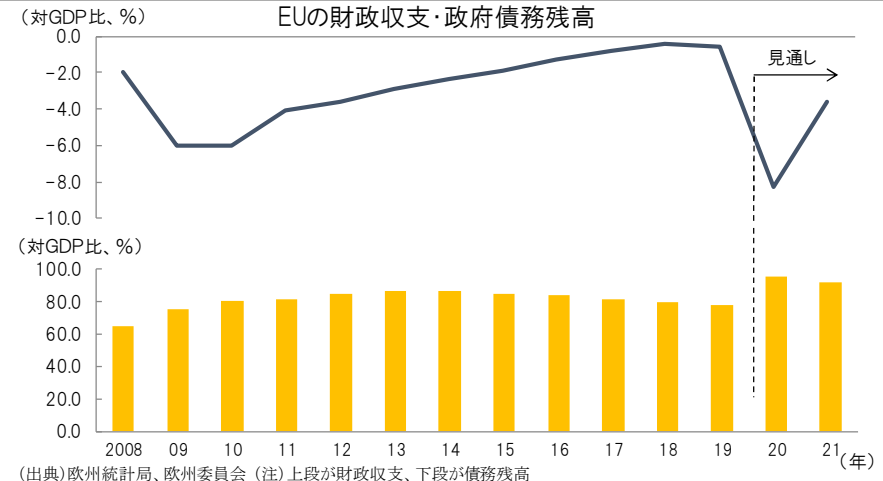
- CPIは、原油価格の急落や需要低下などを背景に3～5月にかけて急低下。コロナの影響に対し、ECB（欧州中央銀行）は大規模な金融緩和を実施。一方、加盟国では、コロナの影響に対し積極的な財政政策を実施しているため、一時的に財政赤字、政府債務残高対GDP比は拡大が見込まれる。**
- EU経済の先行きは、経済活動の再開が段階的に進められる中で、持ち直しの動きが続くことが期待される。**
- ただし、EU内外の新型コロナウイルス感染症の再拡大による景気下振れリスクに十分留意が必要であるとともに、EUと英国の将来関係交渉を巡る動向等にも注意が必要。**



(出典) 欧州統計局、ECB

(注1) CPIは、前年同月比

(注2) インフレ参照値は、CPI前年比を、中期的に2%を下回りかつ2%近傍



(出典) 欧州統計局、欧州委員会 (注) 上段が財政収支、下段が債務残高

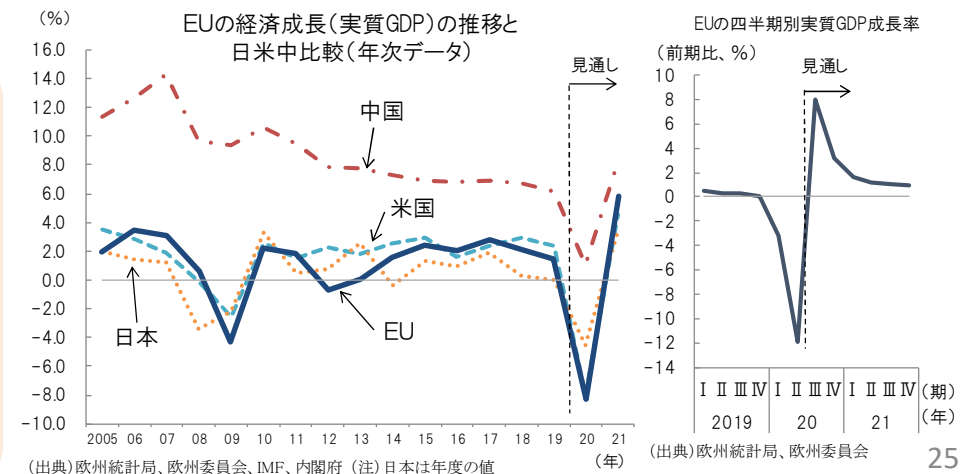
ECBのコロナ危機に対する主な金融政策対応

【資産購入】

- パンデミック緊急資産購入プログラム(PEPP)の導入(20年3月)
 - 6,000億ユーロ積み増し、総額1兆3,500億ユーロ(20年6月)
 - 購入期間は、少なくとも21年6月末まで
- 資産購入プログラム(APP:毎月200億ユーロ買入れ)に加え、20年末までに追加の1,200億ユーロ買入れ

【流動性供給】

- PELTROs(パンデミック緊急長期資金供給オペ)の導入
- TLTRO-III(貸出条件付長期資金供給オペ)の要件緩和

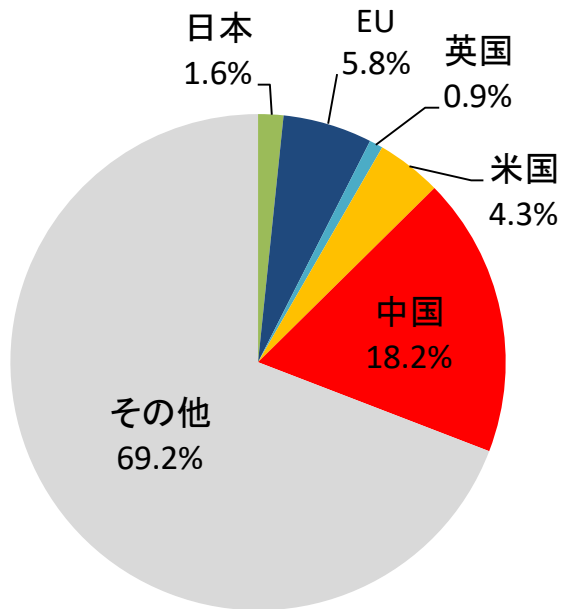


(出典) 欧州統計局、欧州委員会、IMF、内閣府 (注) 日本は年度の値



日EU・EPA

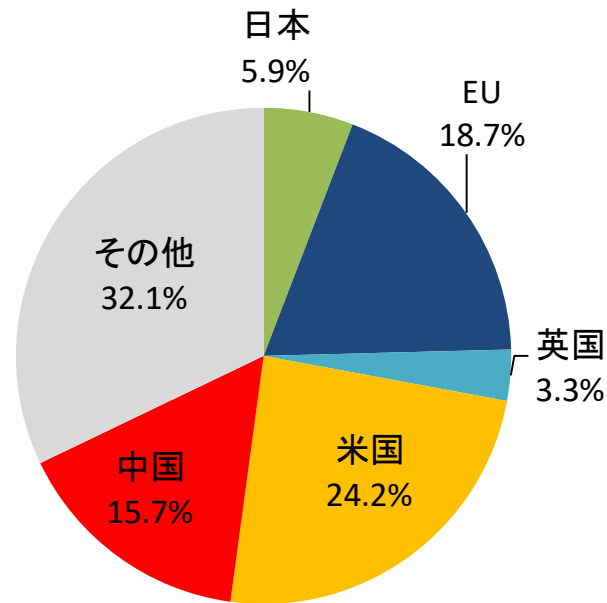
人口 (2019)
日本 + EU = 7.5%



	人口 (百万人)	比率
日本	126	1.6%
EU	448	5.8%
英国	67	0.9%
米国	328	4.3%
中国	1,398	18.2%
その他	5,307	69.2%
世界全体	7,674	100%

出典: 世銀, World Development Indicators (2020年7月)
注: EUは英国を除く27か国

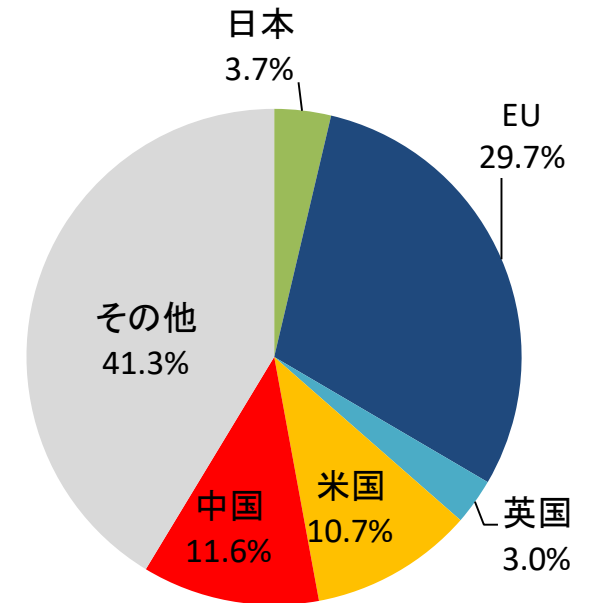
名目GDP (2018)
日本 + EU = 24.6%



	GDP (十億ドル)	比率
日本	4,972	5.9%
EU	15,908	18.7%
英国	2,829	3.3%
米国	20,580	24.2%
中国	13,368	15.7%
その他	27,273	32.1%
世界全体	84,930	100%

出典: IMF, World Economic Outlook (2019年10月)

貿易額(輸出 & 輸入) (2019)
日本 + EU = 33.4%



	貿易額 (輸出 & 輸入) (十億ドル)	比率
日本	1,401	3.7%
EU	11,239	29.7%
EU域内	6,774	17.9%
英国	1,140	3.0%
米国	4,035	10.7%
中国	4,380	11.6%
その他	15,633	41.3%
世界全体	37,827	100%

出典: IMF, Direction of Trade Statistics (2020年3月)



日EU・EPA（実施状況）

- 日EU・EPA発効後の2019年4月，同協定が適正かつ効果的に運用されることを確保するための合同委員会（閣僚級）第1回会合が東京で開催（日本：河野外務大臣（当時），EU側：マルムストローム欧州委員（貿易担当）（当時））。
- 合同委員会の下に設置された各分野の専門委員会等において各分野の効果的な実施及び運用について議論（事務レベル）を行い，結果を次回合同委員会会合（日程調整中）で報告することとなっている。
- これら専門委員会等においては，協定の運用状況に関する情報共有や意見交換を行うとともに，日EU双方において本協定が更に利用されるよう協力を行っている。

日EU・EPAに基づく専門委員会等

2019年

2月1日 ぶどう酒に関する作業部会
6月26日 原産地規則・税関に関する専門委員会
7月22日 農業分野の協力に関する専門委員会
10月28～30日 衛生植物検疫措置（SPS）専門委員会
11月11日 自動車作業部会
11月13日 サービス，投資，電子商取引専門委員会
11月14日 物品貿易に関する専門委員会
11月15日 貿易の技術的障害（TBT）専門委員会

2019年

11月27日 政府調達に関する専門委員会
11月28日 知的財産に関する専門委員会

2020年

1月20日 規制協力専門委員会
1月29-31日 貿易及び持続可能な開発専門委員会及び市民社会との対話